



宮 崎 県 公 報

平成22年7月16日（金曜日）号外 第77号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示

○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙運動に関

頁

する支出の最高額……………	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数……………	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数……………	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第90号

平成22年7月25日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成22年7月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 候補者一人につき 5,408,300円

宮崎県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年7月15日現在次のとおりである。

平成22年7月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,746人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,877人

宮崎県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年7月15日現在次のとおりである。

平成22年7月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

串間市選挙区 6,058人